

## 社会福祉法人の設立について

特別養護老人ホームの設置は、原則として社会福祉法人でなければ行うことはできません。

したがって、新たに社会福祉法人を設立する場合、特別養護老人ホーム建設に先立って施設を設置する社会福祉法人の設立認可を受ける必要があります。施設整備の協議と並行して法人設立の事前協議が行われ、設立代表者からの法人設立認可申請により、所轄庁(青森市長)で認可するものです。

### 1 法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。(社会福祉法第25条)必要な資産は、その法人が目的としている社会福祉事業の経営について必要とされる程度(事業の種類・規模等)によってそれぞれ異なります。

その事業を所定の基準に従って行うために必要な施設を有しているか、又はその目的を達成するように使用できる利用権が確実に設定され、かつ、その事業経営に必要な最低限の運用財産がある又はこれを生み出す財源があることが必要になります。

社会福祉事業を行うために直接必要な物件については、原則として所有権を有しているか、又は国もしくは地方公共団体から貸与・使用許可を受けていることが必要です。

なお、特例により土地を賃借して事業を行う場合には、その事業の存続に必要な期間の利用権(地上権又は賃借権)を設定し登記することが必要です。この場合、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借による貸与を受けることは、極力避けるようにしてください。また賃借料は無料または極力低額であることが望ましいとされています。

#### (1) 基本財産

基本財産は、社会福祉法人存立の基盤となる重要な資産です。このため、基本財産の散逸等を防止し、厳重な管理を行う必要があることから、その他の財産と会計上区分して扱うとともに、定款に明記することが求められています。

##### < 主な基本財産 >

社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設の用に供する不動産(法人が所有権を有するものであって、最低基準に定める設備を含む建物並びにその建物の敷地及び最低基準に定められた設備の敷地)を基本財産としていること。

基本財産は、社会福祉法人にとって大切な資産であるため、財産の経済的価値を減少させるあらゆる行為(処分)について、「目的遂行上やむをえない場合に限り、所轄庁(青森市長)の承認を得て行うことができる」との制限が課せられています。

なお、補助金等交付を受けて取得した財産における処分手続きは、別途必要となります。

##### < 主な処分 >

現金(預金)の取崩し、不動産の売却、建物の取壊し、

## 別紙

担保提供( 定款に規定されている独立行政法人福祉医療機構等に対する場合は除く)

### (2) 運用財産

運用財産は、社会福祉法人が事業を行うために必要な資産です。例えば、施設を経営する社会福祉法人の場合、建物・土地の他にも人件費・光熱水費などの経費が必要になります。これらの経費は通常「介護報酬」や「措置費」「運営費」として支弁されて確保することができます。

しかし、介護報酬が入金されるまでの間(請求後2カ月程度)など、何らかの事情によって支払い資金に不足が生じるような場合にも、安定して事業を継続するための資産です。

<必要とされる額>

介護保険法上の事業を実施する法人:年間事業費の12分の2以上

## 2 役員等

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を必ず置くとともに、原則として評議員会を設置し、評議員を置くことが求められています。

### (1) 役員(理事・監事)の欠格事項等(社会福祉法第36条第4項等)

次のいずれかに該当する者は、役員(理事・監事)になることができません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 社会福祉法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- オ 関係行政庁の職員(当該法人・施設に指導・監督・許認可権等を有する行政庁職員及び当該部署に異動する可能性のある職員)
- カ 実際に法人運営に参画できない者(名目的に選任することできません)
- キ 地方公共団体の長等、特定の公職にある者
- ク 青森県外在住者で、理事の職務を果たすことが困難であると認められる者

### (2) 理事

- ア 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- イ 定数は、6人以上とすること。
- ウ 各理事と親族等の特殊の関係にある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。)が、制限数( )を超えて選任されてはならないこと。  
理事定数6~9人の場合は1組、10~12人の場合は2組、13人以上の場合は3組

- エ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- オ 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者( 1)又は地域の福祉関係者( 2)を加えること。
- カ 社会福祉施設を経営する法人は、1人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(3) 監事

- ア 定数は、2人以上とすること。
- イ 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- ウ 監事のうち1人は財務諸表等を監査し得る者( 3)であり、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者( 1)又は地域の福祉関係者( 2)であること。
- エ 他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。
- オ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

(4) 評議員会

- ア 評議員会の定数は、理事の2倍を超えること。
- イ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- ウ 評議員には、地域の代表( 4)を加えること。また、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。  
次に掲げる事業のみを行う法人については、評議員会を置かなくても可。  
都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業  
保育所を経営する事業  
介護保険事業

1 社会福祉事業について学識経験を有する者

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

2 地域の福祉関係者(監事については、を除く)

- 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員、その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

## 別紙

3 財務諸表を監査し得る者 : 弁護士, 公認会計士, 税理士, 会社の監査役・経理責任者等

4 地域の代表 : 自治会, 町内会, 婦人会及び商店会等の役員等

### 3 特別養護老人ホームの施設長の資格

特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者であって, 次のいずれかに該当することが必要です。

ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格, 社会福祉士)

なお, 第5号に規定する者は, 精神保健福祉士とされています。

イ 社会福祉事業に2年以上従事した者

ウ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

### 4 その他

(1) 社会福祉法人やその経営する施設の名称には, 理事長等の個人名から引用したようなものや理事長が他の法人の代表である場合に, 他の法人の名称とすることは適当でない。また, 都道府県内で同一の名称を用いることも適当でない。

(2) 法人事務所の所在地と施設の所在地は, 原則として一致していること。

【社会福祉法人(高齢福祉関連)の設立に関する問い合わせ先】

担当 青森市健康福祉部 高齢介護保険課

事業者チーム

電話 017 - 734 - 5257(直通)